

公立大学法人新潟県立大学広報委員会規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 45 号)

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 1 月 20 日

改正 平成 29 年 12 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人新潟県立大学組織規則第 12 条に基づいて設ける公立大学法人新潟県立大学広報委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人の情報発信に関する事項
- (2) 新潟県立大学ホームページの編集、管理に関する事
- (3) 広報に係る渉外に関する事
- (4) その他委員会が必要と認める広報活動に関する事

(構成)

第 3 条 委員会は、第 4 条の規定により任命された広報委員長（以下「委員長」という。）、各学部から選出された教員それぞれ 2 人以内及び事務局職員 3 人以内の委員をもって構成する。

(委員長)

第 4 条 委員長は学内の専任教授をもって充てる。

2 委員長は、各学部教授会から推薦された候補者の中から学長が任命する。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員会の審議経過及び結果について、必要に応じて教育研究評議会に報告するものとする。

(定足数及び議決の方法)

第 6 条 委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 8 条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(任期)

第9条 委員長の任期は2年とし、その他の委員は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事録)

第10条 委員会の議事については、議事録を作成し、審議経過の概要及び議決事項を記載しなければならない。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。